金沢市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要 主要用途(処理能力)	
中谷商事(株) 戸室リサイクル工場	金沢市戸室新保	へ 69-1 ロ 654 ロ 654-1 の各一部 ロ 575	畑、 山林 ほか	8, 740. 5	破砕施設 ・木くず 31.7 t/日	

理由

中谷商事(株)は、平成9年4月より当敷地において、がれき類の中間処理(破砕・選別)を開始し、現在は廃プラスチック類・がれき類・木くずの中間処理を行っている。

近年、環境保護の観点からも産廃施設のリサイクル化が重要視されており、特に新エネルギーであるバイオマス発電の燃料として、木くずのリサイクルチップの需要が増加している。

これらの社会情勢に対応出来るよう、当敷地内において、木くずの中間処理施設(31.7t/日)を増設するものである。

当施設は、市街化調整区域に位置しており、都市計画審議会への付議基準の要件である下記の要件 ①集落、学校、保育所等から 100m 以上離れている。

- ②搬入口、搬出口に接する道路は8m以上である。
- ③最寄りの民家で騒音 50dB 以下、振動 60dB 以下である。
- ④緑地率は20%以上確保されている。
- ⑤区域から 500m 以内の関係町会及び隣接者への説明、関係機関との調整を終了している。

これらを満たしていることから、建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について、 都市計画上の支障がないと判断する。

金沢市における特殊建築物(一般廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物(一般廃棄物中間処理施設)の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要 主要用途(処理能力)	
中谷商事(株) 戸室リサイクル工場	金沢市戸室新保	へ 69-1 ロ 654 ロ 654-1 の各一部 ロ 575	畑、 山林 ほか	8, 740. 5	・ごみ処理施設 31.7 t /日 (木くず)	

理由

中谷商事(株)は、平成9年4月より当敷地において、がれき類の中間処理(破砕・選別)を開始し、現在は廃プラスチック類・がれき類・木くずの中間処理を行っている。

近年、環境保護の観点からも産廃施設のリサイクル化が重要視されており、特に新エネルギーであるバイオマス発電の燃料として、木くずのリサイクルチップの需要が増加している。

これらの社会情勢に対応出来るよう、一般廃棄物(木くず)の破砕施設(31.7t/日)を増設するものである。

当施設は、市街化調整区域に位置しており、都市計画審議会への付議基準の要件である下記の要件 ①集落、学校、保育所等から 100m 以上離れている。

- ②搬入口、搬出口に接する道路は8m以上である。
- ③最寄りの民家で騒音 50dB 以下、振動 60dB 以下である。
- ④緑地率は20%以上確保されている。
- ⑤区域から 500m 以内の関係町会及び隣接者への説明、関係機関との調整を終了している。

これらを満たしていることから、建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について、 都市計画上の支障がないと判断する。

位 置 図





